

平成30年度12月補正予算(No.3)の概要

台風24号により被害を受けた農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧等を緊急的に支援するために要する経費を計上するもの

一般会計 総額 27,000千円

(以下単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
298,378,000	27,000	298,405,000	19,286	7,714

* 歳入予算

内 容

1 県支出金

19,286 経営体育成支援事業補助金 19,286

2 繰越金

7,714 前年度剰余金 7,714

* 歳出予算

内 容

1 農業後継者・担い手確保対策事業

27,000 被災した農業用施設の復旧等をする農業者に費用の一部を補助するもの 【農政課】

事業の概要

台風第24号により被害を受けた農業者に対し、農業経営を維持するために必要な施設の復旧等を緊急的に支援するもの。

支援対象

- (1) 農産物の生産に必要な施設若しくは生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得
- (2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- (3) (1)と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備
- (4) 農産物の生産に必要な農業用機械、生産した農産物の加工に必要な機械及び附帯施設の取得(被害前と同程度のもの)又は修繕
- (5) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去

財源

国の補助(10分の3以内)及び、県の補助(10分の2以内)を特定財源とし、市の補助と合わせて復旧及び撤去費の10分の7を対象者に交付するもの。国及び県の補助分を合わせて県支出金として交付される。